

# 名家連ニュース

平成29年10月27日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 490号

## 事後重症受給後の遡及請求の申請について

名家連ニュース 485号・486号でお知らせした「年金受給後の遡及請求」について反響がありました。

- ◇ 初めて知った。年金申請の際、診断書1枚しか出していないので遡及に該当するかもしれない。
- ◇ 医療機関でお世話になり受給できるようになったが、遡及請求の件は何も聞いていなかった。
- ◇ 事後重症で受給した後で遡及請求のことを知ったが、受給後はできないと言われて諦めていた。
- ◇ 遡及の件は聴かれたが、面倒そうだったので「これから頂ければいいです」と言ってしまった。
- ◇ 今からでも遡及請求が認められれば、家族・本人はどんなにありがたいか図り知れない。
- ◇ 私は申請時に診断書を2枚提出し、5年の遡及を受けた。皆もそうしているものだと思っていた。

遡及請求の事を知らず障害認定日(初診日から1年6カ月後)から何年も経った後で診断書を1枚しか提出せず「障害認定日に障害年金2級の障害状態」であった方は、年金受給後であっても遡及請求をすることができます。各家族会において情報を共有していただき、該当する家族がいるようであれば事務局へご相談ください。(専用携帯 080-1623-5975)



### 障害基礎年金の支給額

障害基礎年金1級：年額974,125円

障害基礎年金2級：年額779,300円

子の加算

1人目：年額224,300円

2人目：年額224,300円

3人目以降：年額74,800円

無抛出(20歳前障害)障害年金の所得制限額

◆所得額4,621,000円を超えると全額支給停止となります。

◆所得額3,604,000円を超えると年金額の2分の1が支給停止となります。

### 障害厚生年金の支給額

障害厚生年金1級：報酬比例の年金額×1.25+  
配偶者加算年金額+障害基礎年金額

障害基厚生金2級：比例報酬の年金額+配偶者加算年金額+障害基礎年金額

障害厚生年金3級：報酬比例の年金額

(最低保障額：584,500円)

配偶者加算年額：224,300円

厚生年金加入期間が300月未満の場合は300月に見なして計算されます。

◆平成27年10月1日より共済年金と厚生年金が一元化されました。

遡及請求で遡れるのは時効のさだめにより最大5年間です。基礎年金2級の年額は約78万円。5年の遡及請求が認められれば約390万円、厚生年金2級なら約630万円の年金額が一括支給されます。

## 所轄の年金事務所訪問 — 遡及請求の見解を聴き取り

既に、障害認定日(初診日から1年6カ月後)に2級相当の障害があったと思われる相談者と一緒に所轄の年金事務所を訪問し、必要な書類や手続きなどの情報を得ることができました。障害年金を申請した時の状況を思い起こし、本来受給できる遡及請求の権利を行使していきましょう。(事務局)